

判決年月日	平成 29 年 1 1 月 3 0 日	裁判所	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成28年(行ケ)第10078号		
○ 名称を「命令スレッドを組み合わせた実行の管理システムおよび管理方法」とする発明について、補正の新規事項追加禁止要件及び目的要件につき、判断の誤りを認め、審決を取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 17 条の 2 第 3, 5 項

(関連する権利番号等) 不服 2015－96 号, 国際公開番号 WO2011/036377

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「命令スレッドを組み合わせた実行の管理システムおよび管理方法」とする発明の特許出願につき、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求（不服 2015－96 号）及び手続補正をした（本件補正）原告が、不成立審決を受けて提起した審決取消訴訟であり、争点は、本件補正の補正要件違反（新規事項の追加，目的外補正，独立特許要件違反）の有無，進歩性の有無（相違点の判断）である。

審決は、本件補正の補正要件違反（新規事項の追加，目的外補正，独立特許要件違反）を認めた上、本件補正前の発明につき、甲 1（特開 2004－220608 号公報）に記載された発明，甲 2（特開 2004－348462 号公報）に記載された発明及び当該技術分野における周知の技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして、進歩性を否定した。

2 本判決は、概略、以下のとおり述べて、審決を取り消した。

当初明細書等の記載を考慮すると、本件補正後の請求項で命令スレッドのタイプとされている記載「タイプ（S，C）」は、「サービスタイプ」，「計算タイプ」の意味であると解することができるから、本件補正は、本件補正前の請求項において、命令スレッドの「タイプ」は、どのような種類のタイプが存在するのかについて、記載がなかったのを、「タイプ（S，C）」とし、当初明細書等に記載されていた「タイプ（サービスタイプ，計算タイプ）」としたものであり、当初明細書等に記載された事項の範囲内を超えるものではない。

本件補正は、本件補正前は限定のなかった請求項の「タイプ」に「（S，C）」を付加することにより、サービスタイプと計算タイプが含まれることを明らかにした上、それぞれの命令スレッドがそれぞれのタイプに応じて仮想プロセッサに方向付けられるものであることを特定したものであって、請求項に、「サービスタイプと計算タイプがそれぞれのタイプに応じて仮想プロセッサに方向付けられる」という本件補正前にはない限定を加えたものであるから、「特許請求の範囲の減縮」に当たるということができる。

本願補正発明は、サービスタイプと計算タイプの各命令スレッドが、それぞれのタイプに応じて仮想プロセッサに方向付けられるものであるところ、独立特許要件違反について

の審決の判断は，これを前提としていないから，前記の目的要件違反についての判断の誤りは，独立特許要件違反の有無を判断するまでもなく，審決の結論に影響を及ぼす。無効審判において，本願補正発明につき上記のような解釈に基づく審理・判断がされたとは認められないから，本件については，再度特許庁において上記の解釈に基づく審理・判断を行う必要があるものと考えられる。